令和元年12月定例会 文教委員会の概要

日時 令和元年12月16日(月) 開会 午前10時 2分

閉会 午後 0時31分

場所 第8委員会室 出席委員 松澤正委員長

藤井健志副委員長

逢澤圭一郎委員、新井豪委員、岡地優委員、諸井真英委員、

岡村ゆり子委員、井上航委員、高木真理委員、安藤友貴委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、萩原由浩副教育長、

佐藤裕之教育総務部長、渡邉亮県立学校部長、関口睦市町村支援部長、

古垣玲教育総務部副部長、日吉亨県立学校部副部長、

芋川修県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、

依田英樹市町村支援部副部長、金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、

岡部年男総務課長、加藤健次教育政策課長、島村克己財務課長、

橋本強教職員課長、塩崎豊福利課長、青木孝夫県立学校人事課長、

豊田清明県立学校人事課学校評価幹兼管理主幹、石川薫高校教育指導課長、

浪江治魅力ある高校づくり課長、中沢政人生徒指導課長、

伊藤治也保健体育課長、竹井彰彦特別支援教育課長、

下野戸陽子市町村支援部参事兼小中学校人事課長、

八田聡史義務教育指導課長、栗原正則教職員採用課長、

横松伸二生涯学習推進課長、案浦久仁子文化資源課長、

阿部仁人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結 果
第103号	令和元年度埼玉県一般会計補正予算 教育局関係	淳(第5号)のうち	原案可決
	学校職員の給与に関する条例及び 教育職員の給与等に関する特別措置 部を改正する条例		原案可決

2 請願

議請番号	件	名	結 果
議請第7号	ゆきとどいた教育をすすめるための	いた教育をすすめるための請願	

所管事務調査

- 1 教職員の不祥事の現状と対策について
- 2 国際バカロレア認定校の導入について
- 3 多文化共生推進員の配置について

報告事項

埼玉県文化財保存活用大綱(案)について

【付託議案に対する質疑】

岡地委員

- 1 今回の補正予算では、県立学校6校及び川の博物館について計上されているが、県立 学校並びに社会教育施設全体でどの程度の被害があったのか。
- 2 補正予算に計上されていない施設についても、被害が出ていると思うが、これらの施設の対応はどのようになっているのか。
- 3 今回の補正予算では具体的にどのような復旧を行うのか。
- 4 資料2に「初任給をはじめ主として若年層を引上げ」とあるが、若年層とはどの程度 の年齢の職員が該当するのか。
- 5 初任給と若年層の給与は、おおむねどの程度引き上げられるのか。
- 6 地域手当と給料の配分変更とあるが、なぜ実施するのか。
- 7 この地域手当と給料の配分変更によって、期末・勤勉手当に影響があるのか。
- 8 資料2の2(2)について、地域手当と給料の配分変更の趣旨を踏まえとあるが、配 分変更の趣旨とはどういうことを指しているのか。

財務課長

- 1 県立学校においては、今回の6校を含め、71校で被害があった。社会教育施設については、今回の川の博物館を含め、9施設で被害があった。それぞれの施設において、 倒木、雨漏り等の被害が生じた。
- 2 補正予算を計上していない施設の被害については、おおむね軽微な被害がほとんどであったため、台風発生後、早急に修繕等を行っている。補正予算においては、既定予算での対応が困難な比較的大きな被害について計上した。
- 3 今回、県立学校6校については、例えば、大宮東高校や皆野高校では、体育館の屋根 材や雨樋が破損したため、こちらの修繕を行う予定である。川の博物館については、大 水車などの屋外展示施設におけるポンプや電源盤などの撤去、更新といった電気・機械 設備の復旧や、夏場に水遊びができるわくわくランドという施設の遊具等に係る修繕、 がれきの撤去、外灯などの修繕を行う予定である。

教職員課長

- 4 採用時の年齢や前職の経験などから一概に申し上げるのは難しいところだが、例えば、 22歳で大学を卒業し、すぐに教員になった場合には、33歳までの教員が給料月額の 引上げの対象となる。
- 5 採用時の年齢や前歴で一概に申し上げるのが難しいところではあるが、例えば、初任 給は、22歳で大学を卒業してすぐに採用された教員については、給料月額が1,70 0円の増額となる。
- 6 職員の給与については、人事委員会の勧告を踏まえて改定しており、今回、人事委員会から地域手当と給料の配分を変更する勧告があったことから、勧告どおり改定を行うものである。人事委員会からは国や他県の状況を考慮したものと伺っている。
- 7 今回の地域手当と給料の配分変更については、給与の内訳を変えるものである。官民 較差の解消とは異なり、改正により給与を引き上げたり、引き下げたりするものではな い。期末・勤勉手当については、今回引下げとなる地域手当と引上げとなる給料月額の 両方が算出基礎となっているため、地域手当と給料の配分変更を行ったとしても、期末・ 勤勉手当額の水準は変わらない。
- 8 今回の改正は給与の内訳を変えるものであり、官民較差解消とは異なるため、改正により給与を引き上げたり、引き下げたりすることが目的ではない。これを踏まえ、地域

手当以外の各手当については、配分変更前と同水準とすることが人事委員会勧告の趣旨 に合致するものと考えており、退職手当についても、改正前後で同じ水準となるよう改 正するものである。

文化資源課長

2 博物館・美術館については、一部の館で敷地内倒木があった。また、さきたま史跡の 博物館では、将軍山古墳展示館で浸水被害があった。その他、げんきプラザでは、敷地 内倒木や炊事場の土砂流出といった、軽微な被害があった。

岡地委員

- 1 今回、補正予算を計上している県立学校や川の博物館について、被害が出ているとのことだが、生徒への教育活動や県民が利用するに当たって支障が出ていないのか。
- 2 川の博物館は、仮オープンをしているようだが、修繕が完了するまでどれくらいの日 数が必要となるのか。
- 3 住居手当の改正について、例えば、家賃が7万円だとした場合、改正前と改正後の手 当額はどのように変わるのか。

財務課長

- 1 県立学校については、例えば、被害箇所が校庭の端の方であるなど、直接的に生徒の教育活動に支障がある場所ではなかった。そのため、生徒への教育活動に支障は出ていない。川の博物館については、本館、レストハウスについては、大きな被害はなかったが、それ以外の施設については、浸水、破損、がれきの堆積などがあったので、11月13日までは休館していた。本館、レストハウスについては、浸水被害を免れたため、がれき処理等を行い、11月14日に仮のオープンをした。一方で、浸水被害を受けた噴水広場、渓流観察窓、わくわくランドにおいては、現在も使用できない状況にある。
- 2 被害が広範囲に及んでいることや、遊具や電気機械等については特注で個別に制作しなくてはならないという状況であり、詳細な設計が必要になると考えている。補正予算成立後、可能な限り期間を空けずに復旧に向けた対応を実施していく予定であるが、内容によっては、修繕が完了するまでに、9か月から12か月程度要する状況である。可能な限り入札手続き等も速やかに実施し、修繕が完了したところから、順次開放するなど、早期の復旧に努めていく。

文化資源課長

2 工事が完全に終了するには、先ほど、財務課長が説明したとおり、長い期間が必要になる。しかしながら、川の博物館は特に夏場を中心に多くの県民の方に来ていただいている施設であり、今後、指定管理者と相談しながら、荒川わくわくランドなど、工事に時間がかかるような施設においては、他の方法で楽しんでいただけるような工夫を模索していく。

教職員課長

3 住居手当について、家賃が7万円の場合の手当額は、現状では上限の27,000円 となっているが、改正後は、1,000円増額となり、28,000円となる。また、 6万円の場合は、現状は上限の27,000円だが、改定後は27,500円となる。

岡地委員

川の博物館については、1日も早い復旧を目指して頑張っていただきたい。(意見)

秋山委員

- 1 住居手当について、この改正により減額・増額となる者、変わらない者の人数と割合、 それぞれの影響額はいかがか。下がる者の最大の影響額及びそれらの者に対する激変緩 和措置は行われるのか。
- 2 地域手当について、どのような考え方で改正するのか。
- 3 教育委員会の教職員に関係するもので、今回の議案で提案されていないが、減額となる手当はほかにないのか。

教職員課長

- 1 住居手当について、平成31年4月時点での教育委員会職員で試算を行ったところ、減額となる者が2,869名、受給者全体の33%である。これらの者全体の影響額については、年額で約6,000万円の減である。また、増額となる者については、全体で5,531人、受給者全体の64%である。こちらの年間の影響額については、6,360万円の増である。さらに、手当額が変わらない者については、237人、受給者全体の3%である。住居手当が最も下がる者の影響額は、月額4,000円の減である。激変緩和措置として、勧告にあるとおり、令和2年度の1年間については、改定により手当額が2,000円を超えて引き下がる職員は、引下げ額を2,000円とする。
- 2 職員の給与については人事委員会の勧告を踏まえて改定を行っている。今回、人事委員会より地域手当と給料の配分を変更する勧告があったことから、勧告どおり改正を行うものである。人事委員会からは国や他県の状況を考慮したものと聞いている。
- 3 本議案に関するものではないが、特殊勤務手当のうち変則勤務手当及び教員特殊業務 手当のうち部活動の指導に係る手当が改正予定である。

秋山委員

- 1 住居手当について、引下げとなった方への激変緩和に関しては、どのように組合と話し合いをしたのか。
- 2 変則勤務手当について、影響を受ける職員はどのような者で、それは何人か。今回の 改正によりどれくらいの影響額があるのか。1人当たり年額でいくらの減額になるのか。
- 3 部活動手当について、今回条例改正の必要がないから議案として出されていないと思われるが、なぜ条例改正が必要ないのか。また、改正の理由、改正による影響額、実施時期はいかがか。

教職員課長

- 1 住居手当における職員団体との交渉については、労連系、連合系2つの職員団体とそれぞれ11月6日から11月28日まで、それぞれ3度、計6回の交渉を行った。交渉の際には、条例改正の必要性などを丁寧に説明するなど誠意を持って交渉した。
- 2 変則勤務手当については、125号議案として、総務県民生活委員会において審議されている。手当の対象は、学校で勤務している職員については、夜間定時制課程高校の事務職員、栄養職員である。この対象者数は平成30年度の実績では120人である。改正による影響額は、平成30年度実績で試算すると、年間総額1,320万円の減額であり、1人当たり約13万円の減となる。
- 3 部活動手当については、手当額は教育委員会規則の学校職員の特殊勤務手当に関する 規則に規定されている。学校職員の特殊勤務手当に関する条例では手当額の上限を定め ており、具体的な手当額は、規則に委任されていることから、今回、議案としては提出 していない。改正の理由は、昨年度、国において部活動のガイドラインが示され、休日 の活動時間は3時間程度とされた。さらに、平成31年4月1日から部活動手当に対す る国の義務教育費国庫負担金の算定基準も見直されている。本県でも昨年、部活動の方 針を国と同様の方針で策定したが、部活動手当については未改正であり、今回人事委員

会から速やかに見直すよう報告があったことから、改正するものである。影響額については、平成30年度実績で支給対象者は約13,000人、改正による影響額は、マイナスとなる部分は年額で約5億円である。ただし、方針に合わせ、これまで休日の部活動の活動時間が4時間程度の方に支給されていた手当が、3時間程度の方にも支給されることになるので、対象が拡大される。この分については、算定が難しいため見込んでいない。実施時期については、令和2年4月1日を予定している。

安藤委員

- 1 川の博物館について、台風でいろいろと浸水被害があったと思うが、施設の特性上、 川の近くにないといけないと思う。しかし、このような場所にあるということで、また 同じような被害が生じるのではないかという懸念もある。そこで、今回と同規模の台風 が来た場合、何か対策は考えているのか。
- 2 以前、退職手当の改正があった際に、先生が辞め、児童に影響が出たということがあった。今回の改正については、経過措置があるので問題はないと考えるが、そうした懸念はないのか。

財務課長

1 今回の補正予算では、迅速に被害を受けた箇所の現状復旧を行うこととしている。今回、機械室に水が侵入してしまったことを踏まえ、機械室の扉を防水仕様にすることや、 遊具等については、現状復旧するだけではなく、取り外し可能にしたり、水の抵抗を少なくして、力を逃がすことはできないかなど、様々な工夫をしていきたい。施設の場所 柄から、同規模の台風が来た場合、全く被害がないということは難しいと思うが、可能 な限り、対策を講じていきたいと考えている。

教職員課長

2 今回の給与改定については10月23日に人事委員会からの勧告がなされており、そ の後、当時のような意見は出ていない。

高木委員

イ(1)地域手当と給料の配分変更に関して、地域手当は地域的な較差を踏まえ、同じ 給料表でも官民較差が出ないようにするためのものかと思うが、今回、地域手当は全国で 一律になったということなのか。地域手当を減らして給料月額で調整するという方針になったのか。人事委員会勧告の考え方について教えてほしい。

教職員課長

人事委員会からは国や他県の状況を考慮して配分を変更するものと聞いている。

高木委員

なぜ、今回、埼玉県では地域手当を引き下げ、給料表を改正するという形になったのか。

教職員課長

地域手当は県によって様々な割合を設定しており、近県では茨城県が6%、栃木県が3.5%、群馬県が2.5%、千葉県が9.2%となっている。昨年度は、山梨県や長野県で見直しが行われた。これを受けて、本県においても見直しの必要がないか人事委員会で確認したところ、給料と地域手当の配分を変更することが適当だと判断されたため勧告が行われたものと理解している。

高木委員

全国的に給料月額に一定の率を乗じて官民較差を埋めるという考えを取っていることでよいか。

教職員課長

今回の勧告がなされる前の状況であるが、国の俸給表の水準を調整して給料表を定めている団体は全国で20団体あり、そのうち、本県の今回の改正のように、給料表に一定の率を乗じることにより調整を行っているのは14団体である。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見(議請第7号)】

逢澤委員

議請第7号「ゆきとどいた教育をすすめるための請願」に対し、不採択を求める立場から発言する。まず、第1項の教育予算については、厳しい財政状況の中ではあるが、執行部において、様々な教育課題のため、必要な教育予算の確保に努めていると認められる。次に、第2項及び第3項については、国の教職員定数改善を活用し、増員を図ってきたことが認められる。第4項の教育費の保護者負担の軽減については、市町村においては、就学援助制度を実施するなど適切に取り組んでおり、県においても、高等学校等奨学金制度や奨学のための給付金制度を実施するなど、必要な措置を講じていると認められる。第5項の障害児学校の教室不足の解消については、令和3年4月の開校を目指し、戸田翔陽高校敷地内に、(仮称)県南部地域特別支援学校の整備を、また、松伏高校内に、(仮称)県東部地域高校内分校の整備を、さらに、令和5年4月の開校を目指し、旧岩槻特別支援学校の施設を活用し、(仮称)県東部地域特別支援学校の整備を進めている。過密解消における取組は今後、まだまだ課題もあるが、現時点においては、必要な措置を講じていると認められる。

以上、本請願の各項に対し、いずれも適切な対応が既に実施されていることから、議請 第7号については、不採択とすることが適当であると考える。

なお、生活困窮世帯の子供たちへの教育や特別支援学校の過密対策など、それぞれ重要な教育課題であると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

秋山委員

請願紹介議員として採択を求め、意見を申し上げる。今、長時間労働、低賃金、不安定雇用が広がる中で、子育て世代、若い世代が子供との十分な時間が持てない、心の余裕が持てない、経済的にもきついと、それが児童虐待の増加にもつながっているという専門家からの指摘もある。こうした中で、やはり大切なのは、どんな家庭に生まれたとしても、全ての子供たちの学習する権利を保障すると、そして一人一人が持つ力を伸ばすことができるように、学校の教育環境を整えていく。子育てにかかる経済的な負担軽減を更に進めていくことが大事だと考える。請願にあるように、教育予算を増やして教員を増員する、少人数学級を実現する、教員が児童と生徒と向き合う時間を確保するという、非常に重要な施策であると思う。現場の先生方からも切実に出されている要望である。また、憲法第26条に基づいて義務教育に係る保護者負担、教材費、給食費の負担などを軽減していく、無償化していくこと、県独自の支援を更に進めることは急務であると思う。そして、障害のある児童・生徒が通う特別支援学校の不足、教室の過密化による劣悪な教育環境の解決

も喫緊の課題である。県民から寄せられた署名、今日加えられて54,641筆ということだが、この重みを受け止め、是非、委員の皆様に御賛同いただき、私たちが一丸となって、1日も早く、子供たちの教育環境を改善できるよう、請願の採択を求め、私の意見とする。

【所管事務に関する質問(教職員の不祥事の現状と対策について)】 諸井委員

第3期埼玉県教育振興基本計画の中では、平成31年度から5年間で教職員の懲戒処分件数を「O(ゼロ)」にするという目標が掲げられているが、既に数件あり、県民にもニュースが出たときに「またか」というようなイメージを持たれている。私も県民と接する時に「埼玉県は多いのではないか」という声も伺う。全国的に埼玉県が特別多いのか、よく分からないが、そのように県民に見られていること自体が大変良くないことだと思っており、大変遺憾に思っている。

- 1 今年度の教職員の不祥事による懲戒処分の件数とその内容の内訳について、そして、 過去からのトレンドとして増えているのか、あるいは減っていて今の件数なのか。
- 2 教育長も機会を捉えていろいろなメッセージを発信していて、現場にもいろいろなメッセージが届いているが、それでも無くならないという原因を教育局としてどのように捉えているのか。

県立学校人事課長

- 1 懲戒処分が後を絶たないことについて、大変申し訳なく深くお詫び申し上げる。今年度の現状であるが、教育局として現時点で21件の懲戒処分を行っている。内訳は、体罰が1件、交通事故等が4件、わいせつ行為等が11件、その他の非違行為が5件である。続いて、過去からのトレンドであるが、平成30年度が30件、平成29年度が23件、平成28年度が35件である。年度によりばらつきがある状況である。
- 2 原因については、なかなか特定できないところだが、事故者への事実確認等を行うと、 法令等に抵触することは理解している、教育長のメッセージについても周知されている が、「自分には関係ない」、「他人事だと思った」といった回答が聞かれる。教職員の 中には頭では分かっていても、やってはいけないことの認識が薄い者がいるというよう な状況であり、なかなか原因が特定できないが、高い倫理観が求められている職責の重 さに対する自覚の欠如があると考えている。

諸井委員

件数については特別増えているわけでなく、ここ数年は変わっていないということか。 原因はよく精査してほしい。原因がわからないのに対応するのは無理だと思う。特定できないとなると対応しようがない。頭では分かっているというのは当たり前の話だと思う。 分かっているけどなぜそういったことをしてしまうのかを掘り下げたほうがよいと思う。 教職員向けの行動指針を発表したという報道もあった。メールやSNSで私的な連絡を行わないとか、生徒・児童とは交際をしないなどと示されたようだが、示さなくても最初から当たり前のことでもある。ただ、発表してスローガンみたいになってしまっていて、実効性についてどのように考えているか伺いたい。例えば、LINEを私的にやってはいけないとか、いろいろな取り決めやルールもあるようだが、スマホは、みんなが持ってしまっていて、LINEがダメなら違う手段があるので、こういった指針は本質的なことではないのではないかと思う。SNS、スマホが悪いのではなくて、扱う人の人間性の問題である。そこを何とかしないと枝葉のところの議論ではなく、どう改善していくのか考えないと変わらないと思うがいかがか。

県立学校人事課長

「わいせつ行為等根絶行動指針」については、本年11月に発出したものである。今年度11件とわいせつ行為による懲戒処分が目立つ中で、児童生徒を含む相手方との職務に全く関係がない私的な連絡をSNSやメール等を利用して、最終的に事故につながったというケースがあった。多くの比率がここに寄っているということで、先ほど委員が話されたことを含めて3点を行動指針として示したものである。実効性については、指針の発出後、すぐに校長会議等を行い、説明と各学校で徹底するように話をしている。行動指針の中には「いつ、いかなる場合にも」と記されているが、公私を問わず様々な言動が注目されている立場なので「SNS上であっても」と加えて周知しているところである。また、行動指針については、校長との個人面談が今後行われるので、指針に沿った行動ができているかどうかを確認していく。さらに、採用時になるが、この指針を示すことによって全体の奉仕者として、児童生徒の将来を預かる重大な責務があることを自覚させて、自らを律するように指導していくといったことを繰り返し行いながら効果を上げていこうと考えている。本質的なことではないということもあるが、まずはこうしたことを繰り返しながら一つ一つ対応策を練って、未然防止に取り組んでいる。

諸井委員

最後に、採用について伺う。採用の際に、どのように人間性を見ているのか。また、様々な業界で人手不足であるが、教員の志望者も減ってきており、また、倍率も低下していると聞いている。一方で、少人数学級を進めるなどということで教員を確保しなければならない状況もある。その中で、今までは不合格となっていた層からも広く拾わなければならなくなっている。そこで、臨時的任用も含めてだが、結果として広く拾ってきた中に、不祥事を起こすような人も含まれ、その割合が増えたとの観点を持っているのか。また、採用の際に、何か考え、工夫していることなどはあるか。

教職員採用課長

当たり前のことになるが、知識を試す筆答試験だけに頼ることなく、個人面接、集団討 論を通して、教員としての資質、適性を可能な限り多角的に観察するようにしている。具 体的な取組としては、大きく2点ある。1つは、面接等を実施する際の試験員の中に、民 間企業の人事担当者や、PTA役員、県内で保護司をやっている方などに試験員として参 加いただき、教育関係者以外の方の視点で評価をしてもらっている。もう1つは、個人面 接の際には試験員に評価の観点を示しているが、昨年度の試験から、評価の観点の中に倫 理観を新たに盛り込んでいる。面接において、具体的に過去に起きた免職処分となった不 祥事事例を取り上げて、志願者自身がもしそれらを見たり聞いたりしたらどのような行動 を取るのか、もしくはそういったことを未然に防止するためには職場全体でどのような取 組をすることが理想なのか、このような個々具体のやり取りをする中で志願者の倫理観の レベルを測るようにしている。次に、志願倍率が低下していく中で不祥事が増える原因と の関係についてであるが、1つ例を示すと、平成元年度以降に実施した教員採用選考試験 で、特に、全国的に志願倍率の低下が懸念されている小学校教員採用選考試験を例に取る と、最も倍率が低かった年は今年度で2.8倍、逆に最も倍率が高かった年が20.4倍 である。毎年、かなり乱高下する中で、倍率が低かった年に採用された者が不祥事をたく さん起こしているかというと、そこまで明確な数字が見て取れないというのが現状である。 そうは言っても、普通に考えると、倍率が低い時に採用になった方というのは、高いとき には合格のボーダーライン上であったような者も合格する可能性が高いということで、あ る意味、いろいろなタイプ、特性をお持ちの方が合格して教壇に立つ可能性があるという ことだと思う。私どもとすれば、倍率が低い中で選択肢が狭まることを最小限にとどめる ように、まずは志願者をたくさん集めることが我々の仕事の一つであると考えている。今 年度も、来年度の志願者確保に向けて、北は北海道から南は関西、北陸辺りまで大学を訪 問し、個々に埼玉県の受験を勧めるといった取組を行っている。

新井委員

先ほどの答弁の中でわいせつの案件が増えているということであった。その他の中で薬物のことも含まれていると思うが、いわゆる事件が増えているというよりも発覚した案件が増えているのではないかと考えている。発覚した方でも、ほとんどが供述では初犯と答えるかもしれないが、たぶん初犯ではないと思う。例えば、買春をした方とか薬物の方とか初犯ではなく、たまたま見つかったという事だと思う。推測だが、これよりも多くの数、少なくとも「O(ゼロ)」ではない数が、見つからないところで現在進行形でそういうことを行っている先生が結構いると思う。認識を伺いたいのは、あくまでこれが全部ではなくて、そういった水面下の中で、そういった方がまだいるという前提で再発防止を図るのか、そうではないのかでまたやり方が違ってくると思う。1つ申し上げると、昔からたぶん水面下の数は変わっていない。なぜわいせつの案件の発覚が増えているかというと、メールがあるから証拠が残る。メールがなかった時代は電話のやり取りになるので、発覚しなかった件がたくさんあると思う。そういったものも含めて、どういった認識でいるのか、これから再発防止をするにあたっては、そういった人たちがいるという前提で行うのかどうか所見を伺う。

県立学校人事課長

まず、発覚の経緯は、県立学校で調べたところ、わいせつな案件のうち64パーセントが生徒若しくは友達が、養護教諭や周りの教諭に相談したためとなっている。このような状況から、行動指針を出したところである。併せて、「教育長の緊急メッセージ」の中では2つ目ということで「児童生徒から慕われたとしても、教師の側から恋愛の対象として見てはいけません。また、児童生徒を性の対象として見ているのであれば、その方には教師という職を辞してもらいたい」ということで、いろいろなことで網をかけながら、また行動指針も含めながら、一人一人確認することで、子供たちを被害者にしないよう対応を進めている。ほとんどの教員は一生懸命やっているが、現状としてこうした状況があるので、いろいろなところで網をかけながらやっている。

新井委員

これからの方策の具体的な話ではなくて、発覚していないだけの人たちがいると思って 対応するのか、認識を伺いたい。

県立学校人事課長

いるという前提も含めてやっていかなければいけないと考えている。

安藤季昌

- 1 子供たちや保護者への説明はどのようにしているのか。例えば、低学年には説明しても分からないだろうし、高学年や中学生だと変な噂が流れたり、噂が噂を呼んで全然違うものになってしまったりと、私もPTAなどから話を聞いたことがある。どのように説明をしているのか実態がよく分からないので、子供に対してどう説明しているのか、保護者に対してどう説明しているのかを教えて欲しい。
- 2 厳しい言い方をするが、民間ならば、部下がやったことは上司が責任を取る。責任を取れと言っているわけではないが、部下がプライベートで起こしたことでも、上司には何らかの責任があると思う。責任が誰にあるかと言うことを問いたいのではなく、意識が足りないのではないかと思う。面接などで見ている方や校長先生など、意識が足りないのかなと思う。人ごとではない。私も今年に入って県民から7、8件御意見を頂いている。教育長からの決意を頂きたい。

小中学校人事課長

1 先日もあったが、例えば小中学校において盗撮が起こった場合の対応としては、多くのケースではまず臨時の保護者会を開く。保護者会の中では、何が言えるか言えないかをよく吟味して、保護者に対して校長から説明をする。その後、子供たちに説明をしていくが、その対象が学年なのか全校なのかは案件ごとによるが、盗撮については全校生徒に対してまず校長が話をする。委員お話しのとおり、低学年と高学年とでは伝わり方に違いがあるので、校長が各教員と事前にしっかりと打ち合わせの上、発達段階に応じた丁寧な説明をするよう、学校の中で詰めていると思っている。

教育長

2 教員の不祥事については、全国的な統計で見ると割合的には全国と同じかあるいは少 ないかもしれないが、私も非常に多いと感じており、特に児童生徒が被害者になるわい せつというのは許せないと思っている。1日の中で、いろいろなことをどうしようかと 考えているが、そのうちの8割くらいが不祥事について考えている。今まで行ってきた いくつかの事について、それが本質的なことではないのではないかとの指摘もいただい た。一つ一つの案件を丁寧に見ていくと大括りできる原因もあるが、きっかけはいろい ろある。例えば、LINEについても、最初は普通の部活の連絡事項だけを行っていた のに、それがいつの間にか個人的な相談に変わっていき、なぜか付き合ってしまったと いうことがある。こうした一つ一つの事例の原因をつぶしていきたいと思っている。新 井委員の御指摘にあったように、他にも可能性はあるので全ての原因をつぶしていきた いと思っている。そこで、「できることなら何でもやる」という思いで、これまでもい ろいろな手を尽くしてきたつもりだが、もう少しやることがあると思っている。包括的 なことで言えば、よりやりがいをもって働くことができていれば、何か欲望を持ったと してもその欲望を抑えることができるかもしれないので、やりがいを持った教育指導が できるような環境にしていく、それが私たちの責任だと思う。それから、能力、教員採 用試験の倍率が下がってきているということは非常に由々しきことだと思っている。そ の中でいわゆる認知能力に関してはどうにかなると思うが、非認知能力の部分が低い者 を採用している可能性もるので、それをどこかで見分けることができないか、また、採 用してしまったとしても採用してから非認知能力を高めることができるかもしれないの で、それについてもう少し力を入れていきたいと思っている。まだまだできることはあ ると思うので、これからも不祥事防止に全力を挙げていきたいと思う。

安藤委員

保護者に対してはそのままストレートに伝えるのか。

小中学校人事課長

案件によると思うが、嘘だけは言っていないと認識している。

安藤委員

保護者には全部言った方がいいと思う。ちゃんと言わないと、殺人をしたとか関係ない 噂になったりすることがある。そのため、保護者には全部話をしてほしいと思うがいかが か。

小中学校人事課長

御指摘のとおり、何か誤解が起こってはいけないと思っている。ただ、警察の捜査状況によっては、警察からどこまでは言っていいなどの指示がある中ではあるが、保護者に対して誤解を与えないようきちんと正しい情報を伝えていきたいと考えている。

秋山委員

全体的にスクールセクハラの問題だと思って聞いていた。ここで発言することではないのかもしれないが自分自身もスクールセクハラの被害者だった。だから凄くデリケートな問題だし、どんな教師でもあり得ると認識している。聞きたいのが、こういうスクールセクハラの問題について、できることなら何でもやっていくと、今、教育長から話があったが、教師というのは見えないけれど権力を持っており、女子生徒や男子生徒がなかなか自分自身で嫌だと言えなかったり、断れなかったりと、いろいろなことがあるが、教師に対する研修は行われているのか。また、子供を救う相談窓口などはあるのか。

県立学校人事課長

研修は、臨任研修、初任者、5年、10年と各年次においてきちんと行っている。また、 特にセクハラについては子供たちには、きちんと相談してほしいということで、相談窓口 があることを伝えている。子供たちが被害者にならないようにハラスメントについても、 直接児童生徒に対して相談窓口を紹介している。

秋山委員

研修されているということは、つまり、先生からセクシャルなアクションがある場合もあることや、そうしたことは駄目だということを研修しているという理解でよいか。また、子供たちに対してそうした先生からのアプローチがあった場合は、是非相談をするようにといった伝え方なのか。

県立学校人事課長

まず、生徒については、何かあったときには別の先生に相談するように話をしている。 教員の研修では、人権の研修も含めて広くハラスメントについて指導しており、教員が加 害者にならないよう、年次研修の度に指導している。

【所管事務に関する質問(国際バカロレア認定校の導入について)】 高木委員

- 1 今年度の文教委員会では、2校のバカロレア導入校の視察が行われた。これまで私は バカロレア認定校を導入すべしということで取り組んできて、この2校を委員会として 視察できたことは非常に有意義だった。大阪市立水都国際中学校・高等学校が公設民営 という興味深い手法で行っていた。特区でないと難しいと思うが、さいたま市立大宮国 際中等教育学校についても、このやり方であるならできるだろうというヒントが多く見 られた。生徒の学ぶ姿を見て、グローバル社会で必要な人材の育成の場になっていると 感じた。バカロレア認定校導入については、先日、議会でも藤井副委員長から一般質問 をしたが、答弁はこれまでと変わらなかった。そこで、まず、教育長自身が視察を経て どのように感じたか。
- 2 藤井副委員長の一般質問への答弁で人材、財源、カリキュラム、募集人数などが課題として挙げられていた。従来と同じ答弁で研究を続けていくというものだった。この理由がなかなか納得できない。人材という課題については、日本語DPが導入される前は大変だったと思うが、さいたま市立大宮国際中等教育学校の例をみると、新たにバカロレアのために採用した教員は3名と聞いている。他はさいたま市に勤めている教員の中から配置しているということで、全くできないという理由にはならないのではないか。また、財源については、公設民営化という特殊なやり方というのは難しいかと思うし、一部、設備投資も必要かと思うが、ランニングコストとして教員の研修のため、遠くまで派遣しなくてはいけないということはなくなっているということも聞いている。また、カリキュラムについても他の実践例があるわけで、埼玉県が実施できないことはないだろう。もし引っかかることがあるとすれば、中高一貫についての附帯決議がネックにな

っていて、当面の間は伊奈学園中学校だけにしている点であるのかと思わなくもない。 17年と十分に時間は経っている。募集人員については、20名とあって、そこにそれ だけのお金を費やすのはどうかということかもしれないが、これは、国際バカロレア認 定の資格を取る生徒が20名であっても、全校で行われている教育であれば全校生徒の ために行われていて、20名のためだけではない。どうしてバカロレア認定校ができな いという答弁になるのか理解できない。どうしてこうした課題が解決できないのか。

教育長

1 文教委員会の視察に随行した際の感想を申し上げたい。いずれの学校も生徒同士が議論をしたり、主体的な活動をしていて、その意味では新しい学習指導要領が求めている型を行っていると思った。ただし、それが深い学びにつながっているかについては、この視察だけではよく分からなかった。大阪市の公設民営化については、1つのやり方ではあると思う。大阪の水都国際中学校・高等学校が他の学校にも紹介していると聞いてすばらしいと思ったが、大阪市全体の教員の能力としては蓄積していかないと感じた。その点では、さいたま市立大宮国際中等教育学校の方が先生が研修に出て、その先生が異動した先で手法が広がっていくということで、ノウハウの蓄積はさいたま市の方ができていると思った。

高校教育指導課長

2 本県では、教員確保、カリキュラム編成、募集人数、バカロレアコースを担当する教員の加配などへの財源は、依然、大きな課題であると捉えている。例えば、高校からバカロレアを導入する場合、中学校でのこれまでの授業と大きく学び方が異なるため、つながりを考えたカリキュラムの編成が課題である。財源についても、様々な教育の課題がある中で、優先順位を考えることも必要となる。これら一つ一つを整理していくためには、当面、研究が必要であると考えている。

高木委員

とても抽象的な答えなので、どうしてバカロレア認定校ができないのかを読み取るのは難しい。学校再編やICT導入など取り組まなければならない問題がたくさんあって、できないのかと汲ませていただく。附帯決議のこともあるのかと思う。今は課題があるからできないのかもしれないが、魅力ある学校づくりの方針にも国際バカロレア資格取得のための学習機会について研究とあるわけで、国際バカロレア認定校については目指していないわけではないという理解でよいか。

教育長

国際バカロレアの理念や探究型授業の手法というのは、すばらしいと思っているが、国際バカロレア認定校にならなくてもある程度できると考えている。特に学ぶべき点としては、教科横断的に行っていくという点である。本県ではまだまだ足りていないので、その点はしっかり行っていきたいと思う。また、探究型の授業は本県でも行っているが、国際バカロレア手法の方が優れていると思う。我が国の学習指導要領で目指しているところを基準に、国際バカロレアの良いところを取り入れてグローバル人材を育成できると考えている。大阪の箕面高校ではそのような教育を行っていると聞いている。国際バカロレア認定校をやらないというのではなく、それをできるタイミングというのはいつかあると考えている。

【所管事務に関する質問(多文化共生推進員の配置について)】 秋山委員

現在、日本語指導が必要な生徒が在籍する高校に多文化共生推進員が配置され、日本語

指導や教育相談等の支援が行われていると思う。しかし、NPO団体で子供たちを支援している方から、配置を希望している高校に配置されていないケースがあることや、どの高校に配置されているかについて、中学校の先生が知らないなど、情報共有がしっかりと行われているのかという点で疑問があるという声を伺っているので、4点質問する。

- 1 多文化共生推進員が配置されている高校はそもそも何校あるのか。また配置希望があるにもかかわらず未配置である場合は由々しき事態だと思うが、未配置の高校は何校あり、どこなのか。
- 2 未配置の理由と今後の配置についてはいかがか。
- 3 多文化共生推進員がどの高校に配置されているかについて、中学校の進路指導の先生、あるいは中学校長に、どのように情報提供を行っているのか。
- 4 日本語の支援が必要な生徒の進路希望について、県はそもそも把握しているのか。

高校教育指導課長

- 1 多文化共生推進員は、現在、日本語指導が必要な生徒が多く在籍する全日制 1 0 校と 定時制 1 3 校に配置している。今年度の未配置の学校は、全日制では、川越初雁高校と 北本高校の 2 校、定時制では大宮商業高校と久喜高校の 2 校の合わせて 4 校である。
- 2 多文化共生推進員の配置については、日本語指導が必要な生徒数が多いところから順に配置校を決定している。未配置校4校については、対象の生徒数が少ないため、現在、各学校の外国語や国語の教員等が対応している状況である。今後は、日本語指導が必要な生徒が更に増えてくることが予想されるので、多文化共生推進員の確保に努めるとともに、生徒数や生徒それぞれの日本語能力などに応じたより効果的な配置について工夫していきたいと考えている。さらに、ICTを活用した日本語の授業研究や、日本語教材や音声翻訳アプリなどの活用も研究しながら、適切に支援を行っていく。
- 3 現在、多文化共生推進員の配置については、高校教育指導課のホームページや、県が 作成している教員向けの指導資料の中で紹介を行っている。今後については、中学校対 象の入試説明会などでも情報提供に努めていく。
- 4 生徒の進路希望は高校入試の出願直前まで確定しないことから、日本語の支援が必要な生徒の進路希望について、現在は把握していない。今後は高校と中学校が連携して、対象生徒の進路状況の情報を共有することで、早い段階での把握に努めていく。早期の情報共有により、入学前や入学直後から、例えば、教育局の国際交流員を派遣するなどの通訳支援を行ったり、多文化共生推進員の配置を早めたりするなどの支援を充実していく。

秋山委員

いろいろと改善点も言ってもらい、大事なことであると思って聞いたのだが、多いところから配置するということで、予算規模がなかなか多くならないところが気になっている。 予算の枠がそもそもあって、そこが足かせとなっているのか。

高校教育指導課長

予算確保には努めていきたいと考えているが、効果的な配置についても工夫していく。

秋山委員

1人でもいれば、私は必要だと思うがいかがか。

高校教育指導課長

生徒一人一人の日本語能力に応じた適切な配置を工夫していきたい。